

道路上における人身事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年(2011年)12月1日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

道路上における人身事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 23 年(2011 年) 8 月 3 日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

道路上における人身事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 事故発生年月日 2010年5月21日
- 2 事故発生場所 町田市つくし野2丁目17-18先
- 3 事故の概要 根裏に茸が生えて腐食が進行し、倒木した桜の木に巻き込まれ、首・肩・腰・左足を打撲、右肘と右上腕部に切り傷を負った。
- 4 事故の種類 人身事故
- 5 被害者の所在地
- 6 被害者の氏名 様
- 7 損害賠償の額 2,574,396円